

(新) 自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査費

9百万円(0百万円)

自然環境局総務課

1. 事業の概要

自然環境を保全する上では、生物多様性の基盤となる「土地」を確保することが極めて重要である一方、保全すべき土地が開発や荒廃される例が跡を絶たないことから、生物多様性保全に関する国民意識の高まり、地方分権を伴う行財政改革の進展等を背景にして、土地を適切に確保するための経済的な手法を短期集中的に検討するもの。

とくに、国民環境基金運動の検証を中心にして、土地の確保のための経済的手法等の現状と課題を整理し、今後のあり方を検討する。

2. 事業計画

平成21年度 検討委員会の設置
現地調査
経緯・課題の検証
中間とりまとめ

平成22年度 経済的手法に関する制度的検討
とりまとめ

3. 施策の効果

・自然環境を保全すべき土地が、開発や荒廃から保護され適切に確保される。
(各地域の状況に応じて、自治体もしくは民間団体等が適切に取得できる。
そのための経済的なインセンティブが創出される。)

・確保された土地は自然体験、保全活動の場として地域や民間団体等に活用される。(場を求める側との協働により、土地取得の前提ともなる維持管理の担い手が同時に確保される。)

4. 備考

検討調査費

自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査

9百万円

自然環境保全のための土地の確保手法に関する検討調査

自然環境保全において「土地」確保は重要

近年良質な自然の消失・荒廃が進行

- ・相続により都市部の屋敷林が集合住宅地に変貌
- ・里地の谷戸が埋め立て造成...etc

【事業】

- ・土地税制等の専門家による検討委員会の設置
- ・現地状況調査、ヒアリングの実施
- ・土地利用・生物多様性に関する概況把握、分析
- ・税制、関係法令の改正による対応の可能性の検討、提案

【目標】

自然環境を保全すべき土地の確保

- ・自治体・民間団体等による適切な土地を取得を可能にする
- ・土地取得のための経済的インセンティブ創出

取得地の適切な利用促進

- ・自然体験、保全活動の場として活用
- ・提供する側とされる側の協働を推進

